８－１

【沖縄県企業局】　　令和８年11月２日

指名停止措置の概要

１　指名停止措置業者名

(1) 有限会社 丸喜産業
沖縄市安慶田３－７－１５
４７０１１９６４　　代表者　安里　正勝
（土木特Ａ、建築特Ａ、とび・土工工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、水道施設工事、解体工事）

(2) 株式会社　幸石建設
うるま市みどり町４－１－１５　Ａ－２
４７００８４１５　　代表者　池田　卓司
（土木Ｂ、建築Ｃ、石工事、解体工事）

(3) 琉幸建設　株式会社
うるま市与那城饒辺１９２－３
４７００３８４９　　代表者　幸地　優
（土木Ａ、建築特Ａ、石工事、造園工事、水道施設工事、解体工事

２　指名停止期間

令和８年１１月３日～令和９年１月２日（２か月）

３　指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等（下請けを含む）

４　事実概要

(有)丸喜産業・(株)幸石建設・琉幸建設(株)特定建設工事共同企業体が受注した、企業局建設課発注の「知花～読谷送水管布設工事（大湾～楚辺工区）」において、管布設工事による道路掘削作業にて、埋め戻し後の転圧不足により道路沈下を発生させ、道路を通行していた車両の損傷および運転手を負傷させた。

５　指名停止措置理由

本件については、「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置領」別表第１第５号の措置要件に該当する。

措　置　要　件	期　間
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） ５　県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から１か月以上６か月以内